

第11 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について

- ※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
- 平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(平成36年度までの集中実施期間)を策定
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

平成28年5月31日 閣議決定

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

- ・ 平成28年4月1日

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会長】尾辻秀久 参議院議員

【所属団体(12団体)】

(一財)日本遺族会

(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

(一財)全国強制抑留者協会

東部ニューギニア戦友・遺族会

全国ソロモン会

水戸二連隊パトリュー島慰霊会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

硫黄島協会

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集集団

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（平成28年5月31日閣議決定）」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（抄）

- 第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

- 1. 集中実施期間**
 - ・ 平成28年度から平成36年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。
- 2. 関係行政機関との連携協力**
 - ・ 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他の関係行政機関は、可能な限り協力する。
（※）外務省：関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省：硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等
- 3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施**
 - （1）厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。
（※）実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
 - （2）情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合は、必要に応じて政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。
- 4. 戦没者の遺骨の鑑定等**
 - ・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。
- 5. 実施状況の公表**
 - ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に收容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。 関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
硫黄島	関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。

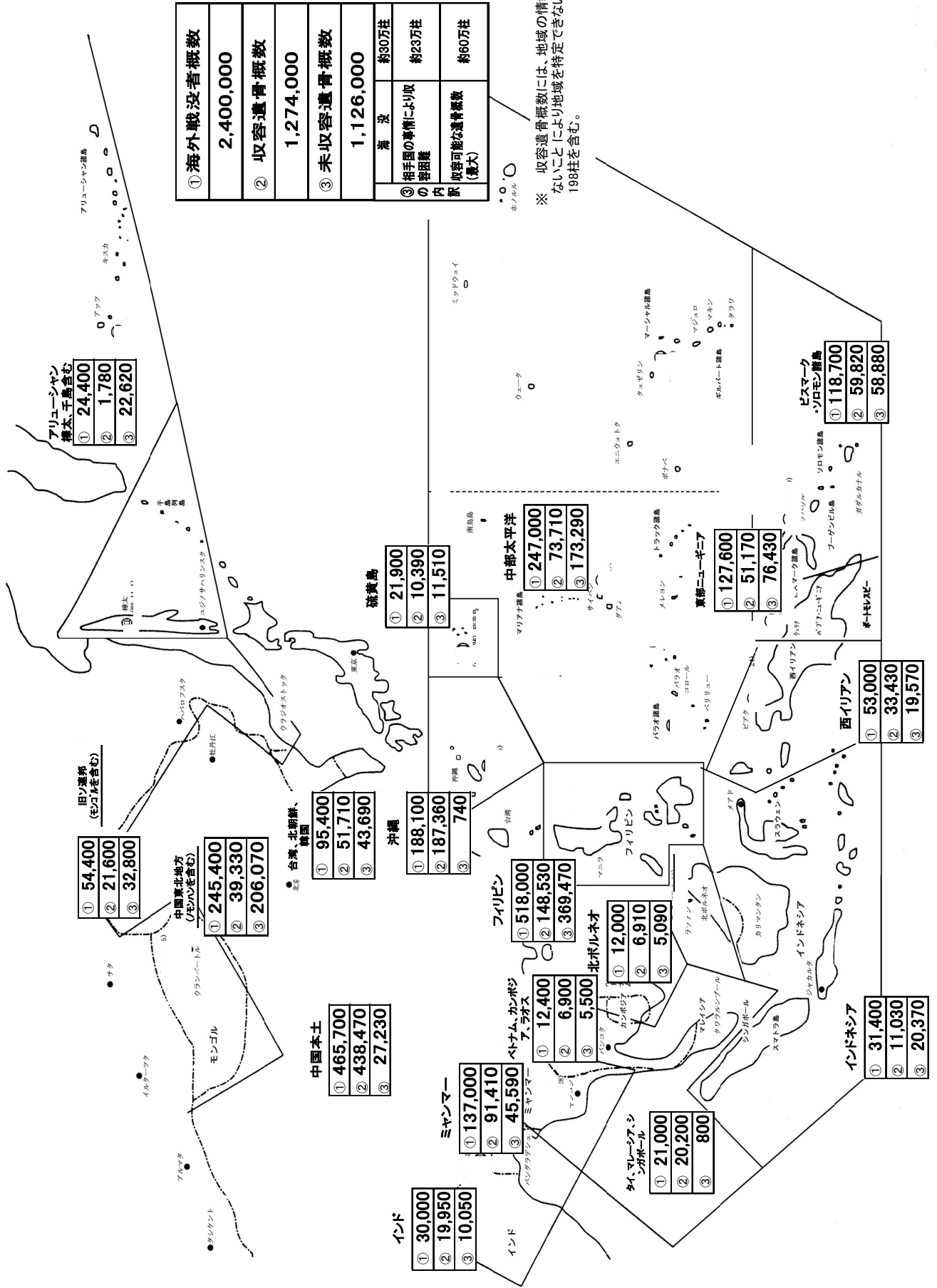
(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
樺太・千島(北樺太を除く)	資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。

第12 地域別戦没者遺骨収容概見図(平成29年1月末現在)



第13 平成28年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況

(1)遺骨収集等

平成29年1月末現在

遺骨収集、応急、受領、調査、協議

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)				収 容 遺 骨 数 (柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	推進協会	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】							
ハバロフスク地方(事前協議・調査)	H28.5.24～6.7	2	0	0	2	0	
ザバイカル地方(事前協議・調査)	H28.5.29～6.12	2	0	0	2	0	
アムール州(調査)	H28.6.14～6.30	2	0	0	2	0	
ハバロフスク地方(収集)	H28.7.12～7.27	2	7	0	9	20	
ザバイカル地方(収集)	H28.7.17～8.3	2	6	0	8	114	
ブリヤート共和国(応急)	H28.8.30～9.13	2	0	0	2	7	
ハバロフスク地方(応急)	H28.9.4～9.20	2	0	0	2	52	
ハバロフスク地方②(応急)	H28.10.11～10.25	2	0	0	2	74	
沿海地方(協議)	H28.12.13～12.15	2	0	0	2	0	
小 計		18	13	0	31	267	
【南方地域等】							
沖縄(収集)	H28.4.11～6.7	6	0	0	6	7	現在、鑑定中のため暫定値である。
グアム(調査)	H28.5.22～6.2	2	0	0	2	0	
東部ニューギニア(調査)	H28.6.7～6.18	2	1	0	3	0	
沖縄(調査)	H28.6.23～6.24	2	0	0	2	0	
ギルバート諸島(応急)	H28.7.20～7.28	2	1	0	3	21	
フィリピン(協議)	H28.6.30～7.2	2	0	0	2	0	
インドネシア(協議)	H28.7.13～7.16	2	0	0	2	0	
沖縄・奄美大島(調査)	H28.7.24～7.30	2	0	0	2	0	
グアム(調査)	H28.8.1～8.6	2	0	0	2	0	
マリアナ諸島(応急・受領・協議)	H28.8.22～9.1	2	4	0	6	33	
モンゴル(ノモンハン)(応急)	H28.8.23～9.5	2	1	0	3	20	
インドネシア(協議)	H28.8.28～9.1	2	0	0	2	0	
米国(受領)	H28.9.7～9.16	2	0	0	2	9	
フィリピン(協議)	H28.9.12～9.15	4	0	0	4	0	
ソロモン諸島(応急)	H28.9.4～9.10	2	2	0	4	0	
パラオ諸島(協議・調査)	H28.9.5～9.14	3	0	0	3	0	
トラック諸島(協議・調査)	H28.10.18～10.28	2	0	0	2	0	
ミャンマー(調査)	H28.10.31～11.10	2	0	0	2	0	
樺太(応急)	H28.10.30～11.6	2	0	0	2	7	
韓国済州島(応急)	H28.11.27～12.1	2	0	0	2	1	
ソロモン諸島(指導監督)	H28.11.27～12.5	2	0	5	7	150	
パラオ諸島(指導監督)	H28.11.28～12.9	3	0	6	9	15	
フィリピン(調査)	H28.12.12～12.20	3	0	0	3	0	
インドネシア(協議)	H28.12.20～12.23	2	0	0	2	0	
奄美大島(調査)	H29.1.29～2.4	2	0	0	2	0	
小 計		59	9	11	79	263	

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)				収容遺 骨数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	推進協会	計		
【硫黄島】							
第1回常駐(職)	H28.4.12~4.27	1	0	0	1	0	
第1回常駐(補)	H28.4.12~4.27	1	0	0	1	0	
第3回常駐(前半)(職)	H28.5.30~6.9	1	0	0	1	0	
第3回立会・常駐	H28.6.5~6.17	1	2	0	3	0	
第1回収容	H28.6.7~6.22	3	22	0	25	1	
第3回常駐(後半)(職)	H28.6.8~6.17	1	0	0	1	0	
第3回常駐(後半)(補)	H28.6.8~6.17	1	0	0	1	0	
第4回常駐(職)	H28.6.16~6.23	1	0	0	1	0	
第4回常駐(補)	H28.6.22~6.30	1	0	0	1	0	
第5回立会・常駐	H28.6.20~7.14	1	2	0	3	0	
第5回常駐(補)	H28.6.29~7.14	1	0	0	1	0	
第6回常駐(補)	H28.7.13~7.28	1	0	0	1	0	
第6回立会・常駐	H28.7.13~7.28	1	2	0	3	0	
第7回立会・常駐	H28.7.27~8.9	1	2	0	3	0	
第7回常駐(補)	H28.7.27~8.9	1	0	0	1	0	
第8回常駐(職)	H28.8.7~8.23	1	0	0	1	0	
第9回常駐(職)	H28.8.21~9.6	1	0	0	1	0	
第9回立会・常駐	H28.9.5~9.15	1	2	0	3	0	
第10回常駐(補)	H28.9.5~9.15	1	0	0	1	0	
第11回常駐(前半)(職)	H28.9.14~9.26	1	0	0	1	0	
第10回立会・常駐	H28.9.25~10.13	1	2	0	3	0	
第11回常駐(後半)(補)	H28.9.25~10.11	1	0	0	1	0	
第2回収容	H28.9.27~10.12	4	31	0	35	8	
第11回立会・常駐	H28.10.12~10.27	1	2	0	3	0	
第12回常駐(補)	H28.10.10~10.24	1	0	0	1	0	
第12回立会・常駐	H28.10.26~11.10	1	2	0	3	0	
第13回常駐(補)	H28.10.23~11.15	1	0	0	1	0	
第13回立会・常駐	H28.11.9~11.29	1	2	0	3	0	
第3回収容指導監督	H28.11.21~12.7	2	29	1	32	4	
第15回常駐(補)	H28.11.21~12.1	1	0	0	1	0	
第14回立会指導監督・常駐(前半)	H28.11.28~12.5	1	1	1	3	0	
第16回常駐(補)	H28.11.30~12.12	1	0	0	1	0	
第14回立会指導監督・常駐(後半)	H28.12.4~12.12	1	-	-	1	0	前半と後半で政府職員のみ交代
第15回立会指導監督・常駐	H28.12.11~12.19	1	2	1	4	0	
第17回常駐(職)	H28.12.18~12.21	1	0	0	1	0	
第18回常駐(職)	H29.1.9~1.11	1	0	0	1	0	
第16回立会指導監督・常駐	H29.1.11~1.26	1	2	1	4	0	政府職員は第18回常駐から継続
第19回常駐(補)	H29.1.17~2.1	1	0	0	1	0	
第4回収容指導監督	H29.1.17~2.2	1	32	2	35		
第17回立会指導監督・常駐(前半)	H29.1.25~2.2	1	2	1	4	0	
小 計		46	139	7	192	13	
合 計		123	161	18	302	543	

(2) 巡拝

平成29年1月末現在

慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方	28. 8. 21 ~ 28. 8. 28	2	11	13	1	
イルクーツク州	28. 8. 28 ~ 28. 9. 6	2	14	16	0	
沿海地方	28. 10. 2 ~ 28. 10. 6	2	12	14	0	
小 計		6	37	43	1	
【南方地域等】						
中国東北地方	28. 9. 6 ~ 28. 9. 15	1	6	7	0	
樺太	28. 9. 17 ~ 28. 9. 21	2	8	10	0	
東部ニューギニア	28. 9. 21 ~ 28. 9. 28	4	17	21	0	
ビスマーク・ソロモン諸島	28. 10. 29 ~ 28. 11. 5	4	14	18	0	
マリアナ諸島	28. 12. 1 ~ 28. 12. 8	2	14	16	0	
ミャンマー	29. 1. 31 ~ 29. 2. 8	2	16	18	1	
小 計		15	75	90	1	
【硫黄島】						
硫黄島①	28. 10. 25 ~ 28. 10. 26	11	88	99	1	介助者1 医師、看護師各1名同行
小 計		11	88	99	1	
合 計		32	200	232	3	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない参加遺族等

第15 都道府県別DNA鑑定結果

平成29年1月末現在

No.	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	273	53	85	135	
2	青森県	52	25	23	4	
3	岩手県	64	25	34	5	
4	宮城県	42	20	16	6	
5	秋田県	31	10	17	4	
6	山形県	54	15	33	6	
7	福島県	53	21	28	4	
8	茨城県	58	22	28	8	
9	栃木県	34	15	15	4	
10	群馬県	34	17	13	4	
11	埼玉県	117	47	54	16	
12	千葉県	128	47	61	20	
13	東京都	208	80	99	29	
14	神奈川県	132	36	76	20	
15	新潟県	56	17	33	6	
16	富山県	32	12	12	8	
17	石川県	23	10	10	3	
18	福井県	16	6	3	7	
19	山梨県	28	12	11	5	
20	長野県	64	27	25	12	
21	岐阜県	52	16	34	2	
22	静岡県	62	32	23	7	
23	愛知県	81	39	33	9	
24	三重県	34	13	13	8	
25	滋賀県	22	7	11	4	
26	京都府	44	12	22	10	
27	大阪府	108	49	37	22	
28	兵庫県	79	33	34	12	
29	奈良県	31	16	7	8	
30	和歌山県	33	19	6	8	
31	鳥取県	13	6	5	2	
32	島根県	36	18	13	5	
33	岡山県	49	19	25	5	
34	広島県	138	66	64	8	
35	山口県	45	30	9	6	
36	徳島県	18	6	7	5	
37	香川県	17	5	5	7	
38	愛媛県	54	20	20	14	
39	高知県	41	14	19	8	
40	福岡県	87	47	34	6	
41	佐賀県	17	5	8	4	
42	長崎県	26	11	11	4	
43	熊本県	33	20	9	4	
44	大分県	36	8	20	8	
45	宮崎県	27	17	8	2	
46	鹿児島県	49	25	18	6	
47	沖縄県	38	3	17	18	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		2,770	1,074	1,188	508	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

第16 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成29年1月末現在

No.	都道府県名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
1	北海道		4	4	3	2	13
2	青森			1			1
3	岩手		2	1			3
4	宮城	1	2	4	1	2	10
5	秋田		1		2		3
6	山形	1			1		2
7	福島		2	1			3
8	茨城		2	2	4		8
9	栃木		1		1		2
10	群馬		1	1	1	1	4
11	埼玉	2		3	2		7
12	千葉	2	1	2		2	7
13	東京	4	9	7	3	6	29
14	神奈川		2	3	1	3	9
15	新潟		1	1	2	1	5
16	富山	1			1		2
17	石川				1	1	2
18	福井			1	1		2
19	山梨			2			2
20	長野	1	2	1	2	3	9
21	岐阜		2	1			3
22	静岡	1	2	1			4
23	愛知	2	1	1	2	1	7
24	三重						0
25	滋賀						0
26	京都		1	1		1	3
27	大阪		1	5			6
28	兵庫	1		1	2		4
29	奈良		1	2			3
30	和歌山		3			1	4
31	鳥取	1	1	1		1	4
32	島根	2	1				3
33	岡山	1			1	1	3
34	広島		6	4	2	2	14
35	山口	2		1			3
36	徳島			1			1
37	香川		1		1		2
38	愛媛	1	3	2	1		7
39	高知		1	2	1	2	6
40	福岡	2		5	3		10
41	佐賀		2				2
42	長崎	3	1	1			5
43	熊本		2	2	1		5
44	大分			1		1	2
45	宮崎			2			2
46	鹿児島	2			1		3
47	沖縄						0
99	日本国外						0
計		30	59	68	41	31	229

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第17 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

	慰霊碑数	管理状況			備考
		管理良好	管理不良	不明	
1 北海道	183	107	11	65	
2 青森県	165	47	5	113	
3 岩手県	314	170	24	120	
4 宮城県	351	290	20	41	
5 秋田県	465	184	7	274	
6 山形県	382	37	0	345	
7 福島県	474	0	0	474	
8 茨城県	249	214	24	11	
9 栃木県	125	107	16	2	
10 群馬県	217	126	2	89	
11 埼玉県	188	122	5	61	
12 千葉県	342	217	20	105	
13 東京都	310	106	1	203	
14 神奈川県	298	122	1	175	
15 新潟県	410	260	32	118	
16 富山県	299	200	7	92	
17 石川県	251	0	0	251	
18 福井県	263	0	0	263	
19 山梨県	131	59	2	70	
20 長野県	176	67	2	107	
21 岐阜県	458	241	3	214	
22 静岡県	703	295	343	65	
23 愛知県	513	320	15	178	
24 三重県	164	56	7	101	
25 滋賀県	446	444	0	2	
26 京都府	206	160	8	38	
27 大阪府	184	135	10	39	
28 兵庫県	486	319	11	156	
29 奈良県	246	139	8	99	
30 和歌山県	245	112	8	125	
31 鳥取県	89	80	6	3	
32 島根県	327	68	8	251	
33 岡山県	248	162	6	80	
34 広島県	393	227	19	147	
35 山口県	226	165	9	52	
36 徳島県	96	66	6	24	
37 香川県	376	166	3	207	
38 愛媛県	304	242	7	55	
39 高知県	193	174	11	8	
40 福岡県	361	289	34	38	
41 佐賀県	225	130	11	84	
42 長崎県	182	182	0	0	
43 熊本県	122	75	7	40	
44 大分県	157	135	13	9	
45 宮崎県	132	109	0	23	
46 鹿児島県	178	128	2	48	
47 沖縄県	321	0	0	321	
合計	13,174	7,054	734	5,386	

(注)本件数については、各都道府県管内の民間建立戦没者慰霊碑の状況調査結果を集計したものである。

第18 国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱（案）

1 目的

国内にある民間団体等が建立した戦没者慰霊碑（以下「慰霊碑」という。）については、建立者や管理者（以下「建立者等」という。）が自ら維持管理を行うことが基本であるが、建立者等が不明などにより管理状況不良の慰霊碑が放置されていることは、戦没者慰霊や住民の安全の観点から好ましくない。

このため、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うこれら管理状況不良の慰霊碑の移設又は埋設等（以下「移設等」という。）の取組を補助し、もって管理状況不良の慰霊碑への適切な対応を図ることを目的とする。

2 実施対象事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 事業内容

建立者等が不明である、状態が不良の慰霊碑について、地権者等と協議を行ったうえで、移設等を行う。

4 留意事項

（1）補助事業の対象となる慰霊碑

国内にある慰霊碑で、建立者等が不明であって、管理状況が不良（倒壊の危険などがあり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）の慰霊碑とする。

（2）慰霊碑の移設等

慰霊碑の移設を行うことにより、今後、慰霊碑が適切に維持される状態になる、若しくは、埋設等を行うことで維持管理する必要がなくなるものについて、事業の実施主体が実際に移設等を行う場合、その費用について上限額の範囲内において補助を行う。

- ① 移設とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。
- ② 埋設等とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。

5 補助金交付の対象経費

- (1) 移設を行う際の、撤去費用、運搬費用等、移設に要した経費。
- (2) 埋設等を行う際の、撤去費用、埋設費用、処分費用等、埋設等に要した経費。

6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

7 その他

この要綱は、平成29年4月1日から適用するものとする。

第19 平成29年度援護年金額

I 障害年金の額（平成28年度と同額を予定）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成29年4月からの額	現行額	平成29年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	同額予定	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	同額予定
第1項症	5,723,000円	同額予定	4,363,000円	同額予定
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	同額予定	1,428,200円	同額予定
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成29年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	同額予定
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	同額予定

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成29年4月からの額
特別項症	270,000円	同額予定
第1項症	210,000円	同額予定
第2項症		

II 障害一時金の額（平成28年度と同額を予定）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成29年4月からの額	現行額	平成29年4月からの額
第1款症	6,088,000円	同額予定	4,640,900円	同額予定
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成28年度と同額を予定）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成29年4月からの額	現行額	平成29年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	同額予定	72,000円	同額予定
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500円		56,400円	
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上	557,600円		-	
・勤務関連傷病第2款症以下	456,400円		-	
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡	456,400円		-	
・勤務関連傷病併発死亡	335,000円		-	

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成29年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	同額予定	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	同額予定	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第20 都道府県別援護年金受給者数

平成29年1月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	15	63	24	102
青森	2	40	10	52
岩手	13	53	8	74
宮城	15	63	17	95
秋田	1	31	4	36
山形	3	37	6	46
福島	10	56	11	77
茨城	8	44	16	68
栃木	6	32	9	47
群馬	3	35	10	48
埼玉	14	73	31	118
千葉	14	89	23	126
東京	37	146	50	233
神奈川	19	116	37	172
新潟	7	80	17	104
富山	4	30	6	40
石川	8	57	15	80
福井	7	40	6	53
山梨	6	18	9	33
長野	13	66	18	97
岐阜	8	79	28	115
静岡	22	103	33	158
愛知	30	121	76	227
三重	17	97	20	134
滋賀	4	39	14	57
京都	8	71	32	111
大阪	32	140	43	215
兵庫	23	140	34	197
奈良	6	34	13	53
和歌山	11	47	16	74
鳥取	2	33	8	43
島根	6	50	16	72
岡山	31	97	29	157
広島	139	161	91	391
山口	31	93	45	169
徳島	4	51	9	64
香川	11	60	8	79
愛媛	17	73	20	110
高知	12	82	11	105
福岡	15	141	59	215
佐賀	5	41	17	63
長崎	35	70	89	194
熊本	21	81	34	136
大分	11	57	17	85
宮崎	9	90	33	132
鹿児島	40	158	49	247
沖縄	341	193	596	1,130
外国居住	11	5	5	21
合計	1,107	3,576	1,772	6,455

第 21 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善について

社援援発 0 2 0 3 第 1 号
平成 29 年 2 月 3 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
援護・業務課長
(公 印 省 略)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善について（依頼）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の審査・裁定事務につきましては、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

先般、総務省行政評価局長から厚生労働省社会・援護局長あて平成 29 年 1 月 13 日総評相第 1 号として、別添のとおり標記支給手続の改善に関するあっせんがありました。

厚生労働省においては、これまでも裁定の促進に資する取組例の周知等を行ってきましたが、当該あっせんの内容及びこれを受けた対応について、下記のとおり通知しますので、御了知の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、下記 1 及び 3 については、貴管下の市町村（特別区を含む）にその周知を図るとともに、各市町村において適切に対応されるよう配慮いただきたくお願いいたします。

今回のあっせんが総務省の行政相談に相談・苦情が寄せられたことに端を発したものであることを踏まえ、請求の受付から審査、裁定、国債交付に至る事務処理全般について、適切に対応の程お願いいたします。

記

1 第十回特別弔慰金の支給までの期間の請求者に対する案内について

- (1) 第十回特別弔慰金請求書の受付から裁定、又は支給（国債交付）までのおおよその期間をホームページや市町村の受付窓口等で案内することは、支給までに要する期間に関する請求者の不安解消等の観点から望ましいことであるため、都道府県におかれては、現在の審査裁定に要する期間を踏まえ、都道府県ホームページに、請求から支給（国債交付）までのおおよその期間（以下、期間といいます。）を案内することを検討の上、可能な限り掲載してください。

【掲載例】

請求書の受付から国債の交付までは、約〇ヶ月から〇ヶ月かかります。

- ・〇〇県における審査裁定までに約〇ヶ月から〇ヶ月、審査裁定後に国債の記名加工等の手続に約 3 ヶ月から 4 ヶ月かかります。
- ・審査裁定を行う都道府県（戦没者等の除籍時本籍都道府県等）と請求者の居住都道府県が異なるときは、さらに時間がかかります。

- (2) 市町村に対して、次の①、②又は③の方法によって、期間を案内することを検討の上、可能な限り案内いただくよう周知及び依頼をお願いいたします。

①市町村の受付時にチラシ又は受付票により案内する方法

受付時に期間を記載したチラシ又は受付票を請求者に対して配布する。

②市町村ホームページに期間を掲載する方法

市町村ホームページにおいて、既に第十回特別弔慰金の支給手続について掲載している場合は、期間について掲載する。

③市町村の受付時に口頭で案内する方法

受付時に口頭で期間について請求者に対して説明をする。

2 都道府県における裁定処理の促進について

都道府県における審査期間を短縮することについて、参考として以下の取組例を改めて周知しますので、これらを踏まえた裁定の促進に一層努めていただきますようお願いいたします。

- (1) 他の都道府県に進達すべき請求書は優先的に処理を行い、請求受付から裁定までの期間の平準化を図っている都道府県があること。
- (2) 請求者が過去の特別弔慰金の請求者と同一かどうかで審査担当者を区分する体制を採るなどして処理の迅速化の工夫をしている都道府県があること。

また、上記(1)及び(2)以外にも、本籍地都道府県において、居住地都道府県から進達された請求書を自都道府県受付分の請求書から区分した上で、優先的に処理している取組、受付時に請求者の区分ごとに仕分けし、処理が遅れている区分の請求書について集中処理日を設定する取組などの工夫を行い裁定促進に努めている事例もみられますので、併せて参考としてください。

3 市町村における請求者の便宜に資する取組について

市町村における行政サービスとして、以下の取組例が総務省あっせんで紹介されています。こうした取組は、請求者の便宜に資するものと考えられます。

つきましては、市町村に対して、請求者の便宜を図るとともに、申請手続や国債交付までの期間に対する不安を解消する観点から、以下の取組例について周知を行うとともに、実施の可否について検討されるよう依頼をお願いいたします。

- (1) 請求書受付時に受付票（又は受付手続がされた請求書の写し）を請求者に対して交付している市町村があること。
- (2) 請求者に対する裁定結果の連絡を、記名国債の交付が可能となった段階ではなく、都道府県から裁定通知を受けた段階で行っている市町村があること。

4 報告について

上記1から3の実施状況等について、平成29年3月17日までにご報告ください。

報告様式については、平成29年2月3日付け事務連絡により援護・業務課給付係から連絡いたします。

第22 戦傷病者特別援護法対象者数等

援 護 の 内 容		対 象 者 数 等
戦傷病者手帳の 交付(第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により 一定程度の障害を有する者等に 交付	交付人員 10,463人 (平成28年3月31日現在)
戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、 援護のために必要な指導を実施 (謝金 年額26,000円)	戦傷病者相談員 380人 (平成27年10月1日現在)
療養の給付又は 療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要と する者に給付等	療養患者数 197人 (平成28年3月31日現在)
療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病 恩給等の年金を受けていない者 に支給 (月額30,300円)	受給者 0人 (平成28年3月31日現在)
葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡 した場合にその遺族に支給 (206,000円)	支給件数 3人 (平成27年度)
更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための 手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成27年度)
補装具の支給 又は修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に 義肢、車椅子等を支給等	支給修理件数 102件 (平成27年度)
国立保養所への 収容 (第22条)	重度障害戦傷病者の国立保養所 への収容	入所者数 0人 (平成28年3月31日現在)
旅客会社の乗車 等についての無 賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客 会社の乗車等について無賃の取扱 い (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 3,371人 (平成27年度)

第23 旧陸海軍関係恩給進達件数

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成29年1月末現在

区分	平成26年度 までの累計	平成27年度	平成28年度 (平29.1末現在)	計
普通恩給	1,126,489	9	12	1,126,510
加算改定	816,261	0	1	816,262
一時恩給	697,066	65	22	697,153
その他	3,157,817	28	13	3,157,858
計	5,797,633	102	48	5,797,783

※

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む)をいう。

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給(一時扶助料を含む)をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2) 各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成29年1月末現在

都道府県	一時恩給			その他		
	26年度	27年度	28年度 (H29.1末現在)	26年度	27年度	28年度 (H29.1末現在)
北海道	3	8	2			
青森	2	2				
岩手		3	1		2	
宮城		4	1			1
秋田	1				3	
山形				2		2
福島	2	1	1	2		5
茨城	1		2	1		2
栃木	1	1		1		
群馬	2	5		1		
埼玉	1	1	1		3	
千葉	2	1	1	1		
東京	8	4	5	7	2	1
神奈川	2	3		1		
新潟	3	1				
富山						
石川	2		1			
福井						2
山梨	2	1	1	1		
長野	2	2		2	1	
岐阜						
静岡	3	1	1	3		
愛知	5	2	1	1	1	2
三重	1	1			1	
滋賀	1					
京都	3					
大阪	6	2	3	1		2
兵庫	3	4	3		1	
奈良	1		1			1
和歌山	2	2		1	1	
鳥取						
島根						
岡山	1					
広島	3		1			1
山口	1					
徳島				2	1	
香川	4			3		
愛媛	1	2	2			
高知	2	2	1			
福岡	6		2	7	2	1
佐賀	1		1	2		
長崎	1	4			1	
熊本	3	1				1
大分	3	1				
宮崎	2	1			1	1
鹿児島	4	13	3	2	3	1
沖縄		1	1			
合計	91	74	36	41	23	23
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の件数を表したものである。 2 一時恩給には、一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

第24 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5年間で、業務において引き続き保有を要するものを除いて、国立公文書館へ概ね移管した。

○今後も保有資料の整理を進め、国立公文書館への移管を推進する。

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
(陸軍遭難船舶名簿、海軍戦没者調査票等)

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

第25 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成29年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一 般 邦 人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧 ソ 連	旧ソ連(本土)	1		* 2	3
	樺太			* 36	36
中 国		8		* 201	209
北 朝 鮮				35	35
そ の 他 南 方 等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン				
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			4	4
合 計		10		279	289

（注）*印は中国残留邦人等支援室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成29年1月末現在）

（単位：人）

地 域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平成 18年の間に 最終生存資料の ある者	平成19年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
		旧 ソ 連	8	31	
中 国	160	46	3	209	
北 朝 鮮	1	31	3	35	
そ の 他 (南方等)	6	0	0	6	
合 計	175	108	6	289	

第26 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査（平成28年度特定数）

平成29年1月31日現在

都道府県名	特定数		
	シベリア・モンゴル地域	その他地域	合計
北海道	9	19	28
青森	4	3	7
岩手	6	3	9
宮城	2	0	2
秋田	3	3	6
山形	4	0	4
福島	5	1	6
茨城	4	1	5
栃木	1	0	1
群馬	2	0	2
埼玉	7	0	7
千葉	4	0	4
東京都	9	1	10
神奈川県	3	0	3
新潟	7	0	7
富山	2	0	2
石川	7	0	7
福井	1	0	1
山梨	1	1	2
長野	8	0	8
岐阜	10	0	10
静岡県	8	0	8
愛知県	12	0	12
三重	1	0	1
滋賀	2	1	3
京都	3	0	3
大阪	8	0	8
兵庫県	12	1	13
奈良	0	0	0
和歌山	6	0	6
鳥取	5	0	5
島根	2	0	2
岡山	3	0	3
広島	9	0	9
山口	2	1	3
徳島	4	0	4
香川	7	0	7
愛媛	5	0	5
高知	4	0	4
福岡	10	0	10
佐賀	7	0	7
長崎	6	0	6
熊本	6	1	7
大分	11	0	11
宮崎	2	1	3
鹿児島	11	0	11
沖縄	0	0	0
合計	245	37	282

